

保育所等訪問支援について

概要

保護者の希望に基づき、訪問支援員が保育所等の児童が集団生活を営む施設[※]を訪問し、障害のある子供が集団生活に適応するための支援を実施

※「保育所等の児童が集団生活を営む施設」は、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園、乳児院、児童養護施設が想定されています。その他の児童が集団生活を営む施設での取り扱いに関しては、療育支援課までご相談ください。

位置づけ

- ・平成 24 年度創設の児童福祉法に基づくサービス
児童発達支援や放課後等デイサービスと同じ「障害児通所支援」の一類型
- ・文部科学省・厚生労働省の連名通知「教育と福祉の一層の連携等の推進について」に記載

目的・成り立ち

- ・障害のある子供の地域社会へのインクルージョンの推進が目的
- ・発達上の課題が集団場面で気づかれることが多いことや、施設や事業所で身につけたことが集団場面では般化されず不適応を起こしてしまうことなどの課題へ対応する事業

支援内容

子供本人への直接支援…行動観察の他、必要に応じ、日常生活動作などの支援
(活動の妨げにならないよう十分配慮)

訪問先職員への間接支援…通所支援等での支援方法の共有や、環境整備への提案等

頻度：月に 2 回程度を想定（上限ではなくニーズに合わせて実施）

時間：市内 A 事業所は、1 時間程度の訪問を想定

※訪問先の活動の流れに沿って行われるもので、訪問先との十分な調整の上で実施

実施事業所

- ・人員配置基準等を満たし、県や政令市、中核市の指定を受けた事業所（市内は民間のみ）

※市外の事業所でも利用可能

活用状況

- ・小学校等への訪問実績を合わせると、市内外の 15 事業所が船橋市で支援を実施

【問合せ先】
船橋市こども家庭部療育支援課
電話番号：047-436-2121